解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

大阪市平野区瓜破三丁目二番六七号

山一産業株式会社

代表清算人　宮井　薫

解散公告

当社は、平成二十九年五月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

大阪府八尾市太田七丁目六六番地の五

株式会社ダイコク

代表清算人　髙野　和也

解散公告

当社は、平成二十九年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

兵庫県川西市小花二丁目七番五―一四一一号

光庸産業株式会社

代表清算人　上田　竜男

解散公告

当社は、平成二十九年四月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

神戸市灘区篠原台六番三〇号

有限会社倉石モータープール

清算人　丸山十三子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

兵庫県姫路市豊富町豊富七〇〇番地

姫路興産株式会社

代表清算人　長村　弘章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

兵庫県姫路市豊富町豊富七〇〇番地

大成機械株式会社

代表清算人　長村　弘章

解散公告

当社は、平成二十九年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

島根県出雲市知井宮町一三一一番地

株式会社幸道水産

代表清算人　野中　道江

解散公告

当組合は、平成二十九年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

岡山県美作市後山一八三四―一

東粟倉特産物販売有限会社

代表清算人　春名　明

解散公告

当社は、平成二十九年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

広島市東区温品二丁目一三番八号

有限会社ナガオ

清算人　永尾　英勝

解散公告

当法人は、平成二十九年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

山口県下松市生野屋西三丁目六番一三号

特定非営利活動法人周南いのちを考える会

清算人　前川　育

解散公告

当組合は、平成二十九年三月三十一日開催の臨時総会の決議により平成二十九年三月三十一日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

山口県下松市中央町二一番一号

下松医師協同組合

代表清算人　宮本　正樹

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月二十八日開催の総会決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

神奈川県三浦市三崎四丁目一二番九号

認可地縁団体海南区

清算人　水上　俊郎

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月二十八日開催の総会決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

神奈川県三浦市三崎四丁目一〇番二三号

認可地縁団体西野区

清算人　山田　勝

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月二十八日開催の総会決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

神奈川県三浦市三崎四丁目二番九号

認可地縁団体上橋区

清算人　高橋　紘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年三月六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

札幌市白石区南郷通一四丁目北二番三五号

宗教法人法華宗浜松聖護院

清算人　中村美佐子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十月二十三日開催の社員総会の決議並びに青森県知事の認可により、平成二十九年四月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月八日

青森県弘前市大字城東二丁目一番地一

医療法人斎藤耳鼻咽喉科医院

清算人　齋藤　久樹